

新旧対照表

○千葉県恩給条例施行規則（昭和二十八年千葉県規則第八十号）

新	旧
<p>(県吏員の定義)</p> <p>第一条 千葉県恩給条例（昭和二十三年千葉県条例第七号。以下「条例」という。）第二条第一項に規定する県吏員は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 知事</p> <p>二 副知事</p> <p>三 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下この条において「改正前の地方自治法」という。）第六十八條第一項に規定する出納長</p> <p>四 知事秘書</p> <p>五 改正前の地方自治法第六十八條第三項に規定する副出納長</p> <p>六 千葉県事務吏員（千葉県の事務吏員（改正前の地方自治法第七十三條第一項に規定する事務吏員をいう。）をいう。）</p> <p>七 千葉県技術吏員（千葉県の技術吏員（改正前の地方自治法第七十三條第一項に規定する技術吏員をいう。）をいう。）</p> <p>八 学識経験を有する者のうちから選任された常勤の監査委員</p> <p>九 千葉県議会の事務局長及び書記</p> <p>十 千葉県選挙管理委員会の書記</p> <p>十一 監査委員の事務を補助する書記</p> <p>十二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十二條第一項の規定により置かれる千葉県人事委員会事務局の職員で吏員（改正前の地方自治法第七十二條第一項に規定する吏員をいう。以下この条において同じ。）に相当するもの</p> <p>十三 千葉県教育委員会の教育長並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十八條第一項及び第三十一條第二項に規定する千葉県教育委員会の職員のうち吏員に相当するもの</p> <p>十四 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百七十七條第六項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第五十一條において準用する同法第三百二十七條第六項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第七十三條において準用する同法第三百二十七條第六項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記</p>	<p>(県吏員の定義)</p> <p>第一条 千葉県恩給条例（昭和二十三年千葉県条例第七号。以下「条例」という。）第二条第一項に規定する県吏員は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 知事</p> <p>二 副知事</p> <p>三 地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下この条において「改正前の地方自治法」という。）第六十八條第一項に規定する出納長</p> <p>四 知事秘書</p> <p>五 改正前の地方自治法第六十八條第三項に規定する副出納長</p> <p>六 千葉県事務吏員（千葉県の事務吏員（改正前の地方自治法第七十三條第一項に規定する事務吏員をいう。）をいう。）</p> <p>七 千葉県技術吏員（千葉県の技術吏員（改正前の地方自治法第七十三條第一項に規定する技術吏員をいう。）をいう。）</p> <p>八 学識経験を有する者のうちから選任された常勤の監査委員</p> <p>九 千葉県議会の事務局長及び書記</p> <p>十 千葉県選挙管理委員会の書記</p> <p>十一 監査委員の事務を補助する書記</p> <p>十二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十二條第一項の規定により置かれる千葉県人事委員会事務局の職員で吏員（改正前の地方自治法第七十二條第一項に規定する吏員をいう。以下この条において同じ。）に相当するもの</p> <p>十三 千葉県教育委員会の教育長並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十八條第一項及び第三十一條第二項に規定する千葉県教育委員会の職員のうち吏員に相当するもの</p> <p>十四 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百七十七條第六項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第五十一條において準用する同法第三百二十七條第六項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第七十三條において準用する同法第三百二十七條第六項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記</p>

十五 農業委員会法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第八十五号）による改正前の農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第三十四条において準用する同法第二十条第一項の規定により置かれた千葉県農業委員会の書記

十六 旧教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第四十五条第一項及び第六十六条第二項の規定による千葉県教育委員会の職員のうち吏員に相当するもの

十七 旧教育委員会法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十八号）による改正前の旧教育委員会法第六十六条第四項の規定による千葉県教育委員会の職員のうち吏員に相当した者

十八 旧農地調整法施行令（昭和二十一年勅令第三十八号）第三十一条において準用する同令第十八条第一項の規定により置かれた千葉県農地委員会の書記

十九 農地調整法施行令の一部を改正する政令（昭和二十四年政令第二百二十四号）による改正前の旧農地調整法施行令第四十三条において準用する同令第三十三条第一項の規定により置かれた千葉県農地委員会の書記

二十 旧食糧確保臨時措置法施行令（昭和二十三年政令第二百四十七号）第三十三条において準用する同令第三十条第一項の規定により置かれた千葉県農業調整委員会の書記

二十一 旧労働組合法施行令第四十二条第一項の規定により置かれた地方労働委員会事務局の幹事及び書記

一部改正（昭和三十三年規則一八号・三十七年六二号・六三号・平成二年一一五号・一九年五五号・二七年二四号・令和二年六四号）

（退隠料等の請求手続）

第二条 退隠料、増加退隠料又は通算退隠料の支給を受けようとする者は、それぞれ別記様式第一号から第四号までの請求書を知事に提出しなければならない。

一部改正（昭和三十七年規則二二号）

（添附書類）

第三条 退隠料請求書には、左の各号に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 在職中の履歴書（別記様式第五号）
- 二 戸籍抄本（退職後請求までの間に作成されたもの又はこれに準ずるものを含む。以下同じ。）

十五 農業委員会法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第八十五号）による改正前の農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第三十四条において準用する同法第二十条第一項の規定により置かれた千葉県農業委員会の書記

十六 旧教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）第四十五条第一項及び第六十六条第二項の規定による千葉県教育委員会の職員のうち吏員に相当するもの

十七 旧教育委員会法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十八号）による改正前の旧教育委員会法第六十六条第四項の規定による千葉県教育委員会の職員のうち吏員に相当した者

十八 旧農地調整法施行令（昭和二十一年勅令第三十八号）第三十一条において準用する同令第十八条第一項の規定により置かれた千葉県農地委員会の書記

十九 農地調整法施行令の一部を改正する政令（昭和二十四年政令第二百二十四号）による改正前の旧農地調整法施行令第四十三条において準用する同令第三十三条第一項の規定により置かれた千葉県農地委員会の書記

二十 旧食糧確保臨時措置法施行令（昭和二十三年政令第二百四十七号）第三十三条において準用する同令第三十条第一項の規定により置かれた千葉県農業調整委員会の書記

二十一 旧労働組合法施行令第四十二条第一項の規定により置かれた地方労働委員会事務局の幹事及び書記

一部改正（昭和三十三年規則一八号・三十七年六二号・六三号・平成二年一一五号・一九年五五号・二七年二四号・令和二年六四号）

（退隠料等の請求手続）

第二条 退隠料、増加退隠料又は通算退隠料の支給を受けようとする者は、それぞれ別記様式第一号から第四号までの請求書を知事に提出しなければならない。

一部改正（昭和三十七年規則二二号）

（添附書類）

第三条 退隠料請求書には、左の各号に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 在職中の履歴書（別記様式第五号）
- 二 戸籍抄本（退職後請求までの間に作成されたもの又はこれに準ずるものを含む。以下同じ。）

2 増加退隠料請求書には、前項各号に掲げる書類の外、左の書類を添付しなければならない。

- 一 現認者の現認証明書（別記様式第六号）所属長の事実証明書（別記様式第七号）又はその事実を証明する公文書の写等傷い疾病が公務に起因したことを証明するに足る書類
- 二 症状の経過を記載した書類
- 三 請求の時における医師の診断書

3 通算退隠料請求書には、第一項各号に掲げる書類のほか、条例第三十条の六第一項各号の一に該当するに至つた事実を証明する書類を添付しなければならない。

4 退隠料、増加退隠料又は通算退隠料の改定を受けようとする場合においては、前三項に規定する書類の外、その退隠料証書、増加退隠料証書又は通算退隠料証書を添付しなければならない。

一部改正〔昭和三十七年規則二二号〕

第三条の二 千葉県恩給条例の一部を改正する条例（昭和三十七年千葉県条例第十二号。以下「条例第十二号」という。）附則第八条第一項の規定により退隠料又は増加退隠料を請求しようとする場合においては、前二条の規定によるほか当該退隠料請求書又は増加退隠料請求書に次の書類を添付しなければならない。

- 一 請求者が刑に処せられたことにより恩給を受ける権利又は資格を失つたこと及び当該刑の言渡しの効力が失われたものとされたことを明らかにできる申立書（別記様式第七号の二）
- 二 請求者が退職後前号の申立てに係る刑に処せられたことによるほか、条例に規定する退隠料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにできる申立書（別記様式第七号の三）

2 条例第十二号附則第八条第二項の規定による退隠料又は増加退隠料を請求しようとする場合においては、前二条の規定によるほか、当該退隠料請求書又は増加退隠料請求書に次の書類を添付しなければならない。

- 一 請求者が懲戒又は懲罰の処分により退職したことにより恩給を受ける資格を失つたこと及び当該懲戒又は懲罰が免除されたことを明らかにできる申立書（別記様式第七号の四）
- 二 請求者が退職後条例に規定する退隠料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにできる申立書（別記様式第七号の五）

追加〔昭和三十七年規則六三号〕

2 増加退隠料請求書には、前項各号に掲げる書類の外、左の書類を添付しなければならない。

- 一 現認者の現認証明書（別記様式第六号）所属長の事実証明書（別記様式第七号）又はその事実を証明する公文書の写等傷い疾病が公務に起因したことを証明するに足る書類
- 二 症状の経過を記載した書類
- 三 請求の時における医師の診断書

3 通算退隠料請求書には、第一項各号に掲げる書類のほか、条例第三十条の六第一項各号の一に該当するに至つた事実を証明する書類を添付しなければならない。

4 退隠料、増加退隠料又は通算退隠料の改定を受けようとする場合においては、前三項に規定する書類の外、その退隠料証書、増加退隠料証書又は通算退隠料証書を添付しなければならない。

一部改正〔昭和三十七年規則二二号〕

第三条の二 千葉県恩給条例の一部を改正する条例（昭和三十七年千葉県条例第十二号。以下「条例第十二号」という。）附則第八条第一項の規定により退隠料又は増加退隠料を請求しようとする場合においては、前二条の規定によるほか当該退隠料請求書又は増加退隠料請求書に次の書類を添付しなければならない。

- 一 請求者が刑に処せられたことにより恩給を受ける権利又は資格を失つたこと及び当該刑の言渡しの効力が失われたものとされたことを明らかにできる申立書（別記様式第七号の二）
- 二 請求者が退職後前号の申立てに係る刑に処せられたことによるほか、条例に規定する退隠料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにできる申立書（別記様式第七号の三）

2 条例第十二号附則第八条第二項の規定による退隠料又は増加退隠料を請求しようとする場合においては、前二条の規定によるほか、当該退隠料請求書又は増加退隠料請求書に次の書類を添付しなければならない。

- 一 請求者が懲戒又は懲罰の処分により退職したことにより恩給を受ける資格を失つたこと及び当該懲戒又は懲罰が免除されたことを明らかにできる申立書（別記様式第七号の四）
- 二 請求者が退職後条例に規定する退隠料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにできる申立書（別記様式第七号の五）

追加〔昭和三十七年規則六三号〕

(再審査の請求手続)

第四条 条例第二十二條第二項又は第二十三條の規定により再審査を受けようとする者は、再審査請求書(別記様式第八号)に第三條第二項第二号に掲げる書類を添附して知事に提出しなければならない。

2 再審査の請求があつた場合において、知事は、必要と認めるときは医師を指定し、再審査を受けようとする者に対し、その現在症状証明書を提出させることが出来る。

一部改正〔昭和三十七年規則六三号〕

(傷病一時金の請求手続)

第四条の二 傷病一時金の支給を受けようとする者は、傷病一時金請求書(別記様式第八号の二)に第三條第一項各号及び同條第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

追加〔昭和三十七年規則二二号〕

(退職給与金等の請求手続)

第五条 退職給与金又は返還給与金の支給を受けようとする者は、退職給与金請求書(別記様式第九号)又は返還給与金請求書(別記様式第十号)に県吏員又は教育職員若しくは準教育職員としての在職中の履歴書を添付して知事に提出しなければならない。

2 条例第三十一條の三の規定により返還給与金の支給を受けようとする者は、前項の返還給与金請求書に、同項に規定する書類のほか、条例第三十條の六第一項各号の一に該当するに至らなかつた事実を証明する書類を添付しなければならない。

全部改正〔昭和三十七年規則二二号〕

(退職給与金の選択の申出)

第五条の二 条例第三十一條第三項の規定により退職給与金の額の計算上控除額の控除を受けないことを希望する旨の申出をしようとする者は、同項に規定する申出の期間内に、退職給与金選択申出書(別記様式第十号の二)を知事に提出しなければならない。

追加〔昭和三十七年規則二二号〕

(返還給与金の選択の申出)

第五条の三 条例第三十一條の三第一項の規定により返還給与金の支給を受けることを希望する旨の申出をしようとする者は、同項に規定する申出の期間内に、返還給与金選択申出書(別記様式第十号の三)を知事に提出しなければならない。

(再審査の請求手続)

第四条 条例第二十二條第二項又は第二十三條の規定により再審査を受けようとする者は、再審査請求書(別記様式第八号)に第三條第二項第二号に掲げる書類を添附して知事に提出しなければならない。

2 再審査の請求があつた場合において、知事は、必要と認めるときは医師を指定し、再審査を受けようとする者に対し、その現在症状証明書を提出させることが出来る。

一部改正〔昭和三十七年規則六三号〕

(傷病一時金の請求手続)

第四条の二 傷病一時金の支給を受けようとする者は、傷病一時金請求書(別記様式第八号の二)に第三條第一項各号及び同條第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

追加〔昭和三十七年規則二二号〕

(退職給与金等の請求手続)

第五条 退職給与金又は返還給与金の支給を受けようとする者は、退職給与金請求書(別記様式第九号)又は返還給与金請求書(別記様式第十号)に県吏員又は教育職員若しくは準教育職員としての在職中の履歴書を添付して知事に提出しなければならない。

2 条例第三十一條の三の規定により返還給与金の支給を受けようとする者は、前項の返還給与金請求書に、同項に規定する書類のほか、条例第三十條の六第一項各号の一に該当するに至らなかつた事実を証明する書類を添付しなければならない。

全部改正〔昭和三十七年規則二二号〕

(退職給与金の選択の申出)

第五条の二 条例第三十一條第三項の規定により退職給与金の額の計算上控除額の控除を受けないことを希望する旨の申出をしようとする者は、同項に規定する申出の期間内に、退職給与金選択申出書(別記様式第十号の二)を知事に提出しなければならない。

追加〔昭和三十七年規則二二号〕

(返還給与金の選択の申出)

第五条の三 条例第三十一條の三第一項の規定により返還給与金の支給を受けることを希望する旨の申出をしようとする者は、同項に規定する申出の期間内に、返還給与金選択申出書(別記様式第十号の三)を知事に提出しなければならない。

追加〔昭和三十七年規則二二号〕

(扶助料の請求手続)

第六条 扶助料を受けようとする者は、その請求書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和三十七年規則二二号〕

第七条 条例第三十四条第一項第一号の規定により第一次請求権者が、扶助料を請求する場合は、扶助料請求書（別記様式第十一号）に左の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の在職中の履歴書
- 二 請求者の戸籍謄本
- 三 請求者が県吏員又は教育職員若しくは準教育職員が死亡の時その者によつて生計を維持し又はその者と生計を共にしていたことを明瞭にすることができる申立書

2 前項の場合において県吏員又は教育職員若しくは準教育職員が前に退隠料証書を受けたことがあるときは、前項各号に掲げる書類の外、その退隠料証書を添付しなければならない。

第八条 条例第三十四条第一項第二号の規定により、第一次請求権者が扶助料を請求する場合は、扶助料請求書（別記様式第十一号）に左の書類を添付しなければならない。

- 一 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員が既に退隠料の裁定を経たときは、その退隠料証書及び請求者の戸籍謄本
- 二 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の退隠料が裁定を経していないときは、前条第一項各号に掲げる書類

2 前条第二項の規定は、前項第二号に掲げる書類を添付する場合に準用する。

第九条 前二条の場合において、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の死亡が公務による傷い疾病に起因するときは、前二条の規定による外扶助料請求書（別記様式第十二号）に、第三条第二項第一号又は第二号に掲げる書類及び県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の死亡診断書又は屍体検案書を添付しなければならない。

2 前項の死亡診断書又は屍体検案書を添付することができない場合においては、死亡の事実を証明する公の証明書又は公文書の写を添付しなければならない。

第十条 条例第三十四条第一項各号の規定により第二次以下の請求権者が扶助

追加〔昭和三十七年規則二二号〕

(扶助料の請求手続)

第六条 扶助料を受けようとする者は、その請求書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和三十七年規則二二号〕

第七条 条例第三十四条第一項第一号の規定により第一次請求権者が、扶助料を請求する場合は、扶助料請求書（別記様式第十一号）に左の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の在職中の履歴書
- 二 請求者の戸籍謄本
- 三 請求者が県吏員又は教育職員若しくは準教育職員が死亡の時その者によつて生計を維持し又はその者と生計を共にしていたことを明瞭にすることができる申立書

2 前項の場合において県吏員又は教育職員若しくは準教育職員が前に退隠料証書を受けたことがあるときは、前項各号に掲げる書類の外、その退隠料証書を添付しなければならない。

第八条 条例第三十四条第一項第二号の規定により、第一次請求権者が扶助料を請求する場合は、扶助料請求書（別記様式第十一号）に左の書類を添付しなければならない。

- 一 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員が既に退隠料の裁定を経たときは、その退隠料証書及び請求者の戸籍謄本
- 二 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の退隠料が裁定を経していないときは、前条第一項各号に掲げる書類

2 前条第二項の規定は、前項第二号に掲げる書類を添付する場合に準用する。

第九条 前二条の場合において、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の死亡が公務による傷い疾病に起因するときは、前二条の規定による外扶助料請求書（別記様式第十二号）に、第三条第二項第一号又は第二号に掲げる書類及び県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の死亡診断書又は屍体検案書を添付しなければならない。

2 前項の死亡診断書又は屍体検案書を添付することができない場合においては、死亡の事実を証明する公の証明書又は公文書の写を添付しなければならない。

第十条 条例第三十四条第一項各号の規定により第二次以下の請求権者が扶助

料を請求する場合は、扶助料請求書（別記様式第十三号）に左の書類を添付しなければならない。

- 一 前扶助料権者が扶助料を受ける権利を失ったことを証する書類
- 二 前扶助料権者の扶助料証書
- 三 請求者の戸籍謄本

2 前項の場合において、前扶助料権者の受ける扶助料が裁定を経ているときは、前項第一号に掲げる書類及び前扶助料権者が扶助料を請求する場合に添付することを要する書類を添付しなければならない。

第十一条 条例第三十五条に規定する扶助料を請求する場合は、第七条から前条までの規定による外、重度障害の状態であることを証明する医師の診断書及び生活資料を得る途のないことを証明する市、区、町、村長の証明書を添付しなければならない。ただし、請求書が条例第三十五条ただし書に規定する者であるときは、生活資料を得る途のないことを証明する市、区、町、村長の証明書は添付することを要しない。

一部改正（昭和四十六年規則九九号・五七年七一号）

第十一条の二 条例第十二号附則第八条第一項の規定により扶助料を請求しようとする場合においては、前六条の規定によるほか、扶助料請求書に次の書類を添付しなければならない。

- 一 県吏員又は学校職員が刑に処せられたことにより恩給を受ける権利又は資格を失ったこと及び当該刑の言渡しの効力が失われたものとされたことを明らかにできる申立書（別記様式第十三号の二）
- 一 県吏員又は学校職員が退職後死亡までの間において前号の申立てに係る刑に処せられたことによるほか、条例に規定する退隠料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたこと及び請求者が県吏員又は学校職員死亡後条例に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにできる申立書（別記様式第十三号の三及び様式第十三号の五）

2 条例第十二号附則第八条第二項の規定による扶助料を請求しようとする場合においては、前六条の規定によるほか、扶助料請求書に次の書類を添付しなければならない。

- 一 県吏員又は学校職員が懲戒又は懲罰の処分により退職したことにより恩給を受ける資格を失ったこと及び当該懲戒又は懲罰が免除されたことを明らかにできる申立書（別記様式第十三号の四）
- 一 県吏員又は学校職員が退職後死亡までの間において条例に規定する退隠

料を請求する場合は、扶助料請求書（別記様式第十三号）に左の書類を添付しなければならない。

- 一 前扶助料権者が扶助料を受ける権利を失ったことを証する書類
- 二 前扶助料権者の扶助料証書
- 三 請求者の戸籍謄本

2 前項の場合において、前扶助料権者の受ける扶助料が裁定を経ているときは、前項第一号に掲げる書類及び前扶助料権者が扶助料を請求する場合に添付することを要する書類を添付しなければならない。

第十一条 条例第三十五条に規定する扶助料を請求する場合は、第七条から前条までの規定による外、重度障害の状態であることを証明する医師の診断書及び生活資料を得る途のないことを証明する市、区、町、村長の証明書を添付しなければならない。ただし、請求書が条例第三十五条ただし書に規定する者であるときは、生活資料を得る途のないことを証明する市、区、町、村長の証明書は添付することを要しない。

一部改正（昭和四十六年規則九九号・五七年七一号）

第十一条の二 条例第十二号附則第八条第一項の規定により扶助料を請求しようとする場合においては、前六条の規定によるほか、扶助料請求書に次の書類を添付しなければならない。

- 一 県吏員又は学校職員が刑に処せられたことにより恩給を受ける権利又は資格を失ったこと及び当該刑の言渡しの効力が失われたものとされたことを明らかにできる申立書（別記様式第十三号の二）
- 一 県吏員又は学校職員が退職後死亡までの間において前号の申立てに係る刑に処せられたことによるほか、条例に規定する退隠料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたこと及び請求者が県吏員又は学校職員死亡後条例に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにできる申立書（別記様式第十三号の三及び様式第十三号の五）

2 条例第十二号附則第八条第二項の規定による扶助料を請求しようとする場合においては、前六条の規定によるほか、扶助料請求書に次の書類を添付しなければならない。

- 一 県吏員又は学校職員が懲戒又は懲罰の処分により退職したことにより恩給を受ける資格を失ったこと及び当該懲戒又は懲罰が免除されたことを明らかにできる申立書（別記様式第十三号の四）
- 一 県吏員又は学校職員が退職後死亡までの間において条例に規定する退隠

料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたこと及び請求者が県吏員又は学校職員死亡後条例に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにできる申立書（別記様式第十三号の五及び様式第十三号の六）

追加〔昭和三十七年規則六三三号〕

第十一条の三 千葉県恩給条例等の一部を改正する条例（昭和五十一年千葉県条例第三十三号。以下「五十一年条例」という。）附則第九条第一項の規定による加算を含む扶助料を請求する場合には、第六条から第十一条の二までの規定によるほか扶助料請求書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 加算の原因となる子の戸籍謄本（県吏員又は学校職員の死亡の時以後の加算の原因となる子の身分関係を明らかにすることができるもの）（第七条から第十一条の二までの規定により添付すべき戸籍謄本と重複する場合を除く。）

二 加算の原因となる子が県吏員又は学校職員の死亡の時これにより生計を維持し、又はこれと生計を共にしていたこと及び扶助料を受ける者により生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを明らかにすることができる申立書（別記様式第十三号の七）

三 五十一年条例附則第九条の二第一項に規定する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて規則で定めるものを受けるかどうかを明らかにすることができる申立書（別記様式第十三号の八）

2 加算の原因となる子が 重度障害の状態であつて生活資料を得る途（みち）のない成年の子である場合においては、前項の規定によるほか重度障害を証する診断書及び生活資料を得る途（みち）のないことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書を添付しなければならない。

追加〔昭和五六年規則一四号〕、一部改正〔昭和五七年規則七一  
号〕

第十一条の四 条例第三十六条第一項第一号に規定する扶助料（昭和五十五年十月三十一日以後に給与事由の生じた扶助料に限る。）を受ける者は、五十一年条例附則第九条第一項の規定による加算を受けることとなつたときは、加算に関する扶助料改定請求書（別記様式第十三号の九）に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。）

料を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたこと及び請求者が県吏員又は学校職員死亡後条例に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにできる申立書（別記様式第十三号の五及び様式第十三号の六）

追加〔昭和三十七年規則六三三号〕

第十一条の三 千葉県恩給条例等の一部を改正する条例（昭和五十一年千葉県条例第三十三号。以下「五十一年条例」という。）附則第九条第一項の規定による加算を含む扶助料を請求する場合には、第六条から第十一条の二までの規定によるほか扶助料請求書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 加算の原因となる子の戸籍謄本（県吏員又は学校職員の死亡の時以後の加算の原因となる子の身分関係を明らかにすることができるもの）（第七条から第十一条の二までの規定により添付すべき戸籍謄本と重複する場合を除く。）

二 加算の原因となる子が県吏員又は学校職員の死亡の時これにより生計を維持し、又はこれと生計を共にしていたこと及び扶助料を受ける者により生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを明らかにすることができる申立書（別記様式第十三号の七）

三 五十一年条例附則第九条の二第一項に規定する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて規則で定めるものを受けるかどうかを明らかにすることができる申立書（別記様式第十三号の八）

2 加算の原因となる子が 十八歳以上である場合においては、前項の規定によるほか重度障害を証する診断書及び生活資料を得る途（みち）のないことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書を添付しなければならない。ただし、当該子が二十歳未満である場合においては、生活資料を得る途（みち）のないことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書は、添付することを要しない。

追加〔昭和五六年規則一四号〕、一部改正〔昭和五七年規則七一  
号〕

第十一条の四 条例第三十六条第一項第一号に規定する扶助料（昭和五十五年十月三十一日以後に給与事由の生じた扶助料に限る。）を受ける者は、五十一年条例附則第九条第一項の規定による加算を受けることとなつたときは、加算に関する扶助料改定請求書（別記様式第十三号の九）に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。）

一 五十一年条例附則第九条第一項第二号に該当することになったときは、扶助料証書、戸籍謄本（加算の原因となる子のあることを明らかにすることができもの）、第十一条の三第一項第二号及び第三号の申立書並びに重度障害を証する診断書及び生活資料を得る途（みち）のないことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書（加算の原因となる子が重度障害の状態であつて生活資料を得る途（みち）のない成年の子の場合）

二 五十一年条例附則第九条第一項第三号に該当することになったときは、扶助料証書及び第十一条の三第一項第三号の申立書

2 五十一年条例附則第九条の二第二項の規定による加算額の加算を含む扶助料を受ける者は、その後同条第一項に規定する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて規則で定めるものを受けることがなくなつたときは、加算に関する扶助料改定請求書に扶助料証書及び第十一条の三第一項第三号の申立書を添付し、知事に提出しなければならない。

3 五十一年条例附則第九条第一項の規定による加算を含む扶助料を受ける者は、五十一年条例附則第九条の二第一項に規定する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて規則で定めるものを受けることとなつたときは、加算に関する扶助料改定請求書に前項に規定する書類を添付し、知事に提出しなければならない。

追加（昭和五六年規則一四号）、一部改正（昭和五七年規則七一  
号）

第十二条 条例第三十九条の規定により扶助料の停止を申請しようとする者は、その停止申請書（別記様式第十四号）に左の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

一 扶助料権者の所在が不明であることを証明する公の証明書又は公文書の写

二 請求者の戸籍謄本

2 前項の場合においては、同時に、条例第四十条の規定による扶助料転給の請求をしなければならない。

第十三条 条例第四十条の規定により扶助料の転給を受けようとする者は、その事由を記載した扶助料転給請求書（別記様式第十五号）に請求者の戸籍謄本を添付し、知事に提出しなければならない。但し、前条の規定により請求者の戸籍謄本を添付した場合においてはこの限りでない。

（一時扶助料の請求手続）

第十四条 一時扶助料を受けようとする者は、その請求書を知事に提出しな

一 五十一年条例附則第九条第一項第二号に該当することになったときは、扶助料証書、戸籍謄本（加算の原因となる子のあることを明らかにすることができもの）、第十一条の三第一項第二号及び第三号の申立書並びに重度障害を証する診断書（加算の原因となる子が十八歳以上の場合）又は生活資料を得る途（みち）のないことを証する市町村長若しくはこれに準ずる者の証明書（加算の原因となる子が二十歳以上の場合）

二 五十一年条例附則第九条第一項第三号に該当することになったときは、扶助料証書及び第十一条の三第一項第三号の申立書

2 五十一年条例附則第九条の二第二項の規定による加算額の加算を含む扶助料を受ける者は、その後同条第一項に規定する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて規則で定めるものを受けることがなくなつたときは、加算に関する扶助料改定請求書に扶助料証書及び第十一条の三第一項第三号の申立書を添付し、知事に提出しなければならない。

3 五十一年条例附則第九条第一項の規定による加算を含む扶助料を受ける者は、五十一年条例附則第九条の二第一項に規定する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて規則で定めるものを受けることとなつたときは、加算に関する扶助料改定請求書に前項に規定する書類を添付し、知事に提出しなければならない。

追加（昭和五六年規則一四号）、一部改正（昭和五七年規則七一  
号）

第十二条 条例第三十九条の規定により扶助料の停止を申請しようとする者は、その停止申請書（別記様式第十四号）に左の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

一 扶助料権者の所在が不明であることを証明する公の証明書又は公文書の写

二 請求者の戸籍謄本

2 前項の場合においては、同時に、条例第四十条の規定による扶助料転給の請求をしなければならない。

第十三条 条例第四十条の規定により扶助料の転給を受けようとする者は、その事由を記載した扶助料転給請求書（別記様式第十五号）に請求者の戸籍謄本を添付し、知事に提出しなければならない。但し、前条の規定により請求者の戸籍謄本を添付した場合においてはこの限りでない。

（一時扶助料の請求手続）

第十四条 一時扶助料を受けようとする者は、その請求書を知事に提出しな



ればならない。

一部改正〔昭和三十七年規則二一号〕

第十五条 条例第四十二条の規定により一時扶助料を給せられることのできる者は、そのうちの一人を総代者とし、一時扶助料の請求をしなければならない。

2 前項の規定により一時扶助料を請求する場合は、一時扶助料請求書（別記様式第十六号）に重度障害を証する医師の診断書及び生活資料を得る途のないことを証する市、区、町、村長の証明書の外、なお左の書類を添付しなければならない。

一 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の退隠料が既に裁定を経たときは、その退隠料証書及び請求者の戸籍謄本

二 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の退隠料が裁定を経っていないときは、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の在職中の履歴書及び請求者の戸籍謄本

一部改正〔昭和五七年規則七一号〕

第十六条 条例第四十三条の規定により一時扶助料を請求する場合は、一時扶助料請求書（別記様式第十七号）に、左の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の在職中の履歴書

二 請求者の戸籍謄本

（死亡給与金の請求手続）

第十六条の二 死亡給与金を受けようとする者は、死亡給与金請求書（別記様式第十七号の二）を知事に提出しなければならない。

2 第七条第一項及び第十一条の規定は、前項の場合について準用する。

追加〔昭和三十七年規則二一号〕

（条例第二十一号附則による請求の場合の添付書類）

第十六条の三 千葉県恩給条例の一部を改正する条例（昭和三十二年千葉県条例第二十一号。以下「条例第二十一号」という。）附則の規定により退隠料又は扶助料を請求しようとする場合においては、第二条及び第三条又は第六条及び第七条の規定によるほか、当該請求書に左の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 県吏員又は学校職員を退職したとき（退職したものとみなされたときを含む。）に当該退隠料を受ける権利を取得したものとしたならば、条例以外の法令によりその権利が消滅すべきであつた者又はその遺族に該当しな

ればならない。

一部改正〔昭和三十七年規則二一号〕

第十五条 条例第四十二条の規定により一時扶助料を給せられることのできる者は、そのうちの一人を総代者とし、一時扶助料の請求をしなければならない。

2 前項の規定により一時扶助料を請求する場合は、一時扶助料請求書（別記様式第十六号）に重度障害を証する医師の診断書及び生活資料を得る途のないことを証する市、区、町、村長の証明書の外、なお左の書類を添付しなければならない。

一 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の退隠料が既に裁定を経たときは、その退隠料証書及び請求者の戸籍謄本

二 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の退隠料が裁定を経っていないときは、県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の在職中の履歴書及び請求者の戸籍謄本

一部改正〔昭和五七年規則七一号〕

第十六条 条例第四十三条の規定により一時扶助料を請求する場合は、一時扶助料請求書（別記様式第十七号）に、左の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の在職中の履歴書

二 請求者の戸籍謄本

（死亡給与金の請求手続）

第十六条の二 死亡給与金を受けようとする者は、死亡給与金請求書（別記様式第十七号の二）を知事に提出しなければならない。

2 第七条第一項及び第十一条の規定は、前項の場合について準用する。

追加〔昭和三十七年規則二一号〕

（条例第二十一号附則による請求の場合の添付書類）

第十六条の三 千葉県恩給条例の一部を改正する条例（昭和三十二年千葉県条例第二十一号。以下「条例第二十一号」という。）附則の規定により退隠料又は扶助料を請求しようとする場合においては、第二条及び第三条又は第六条及び第七条の規定によるほか、当該請求書に左の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 県吏員又は学校職員を退職したとき（退職したものとみなされたときを含む。）に当該退隠料を受ける権利を取得したものとしたならば、条例以外の法令によりその権利が消滅すべきであつた者又はその遺族に該当しな

いこの申立書（別記様式第十七号の三又は第十七号の四）

- 一 県吏員又は学校職員が条例に規定する退職料を受ける権利を失うべき事由に該当しないことの申立書（様式は別記様式第七号の五の例による。）
- 二 県吏員又は学校職員の遺族が条例に規定する退職料を受ける権利を失うべき事由（死亡を除く。）に該当した県吏員又は学校職員の遺族でないことの申立書（様式は別記様式第十三号の五の例による。）
- 四 前号に規定する者以外の県吏員又は学校職員の遺族が県吏員又は学校職員の死亡後条例に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しないことの申立書（様式は別記様式第十三号の六の例による。）
- 五 条例第二十一号附則第八項（同条例附則第十二項、第十四項、第十六項、第二十項、第二十三項、第二十六項、第二十九項、第三十二項、第三十五項及び第三十八項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者である場合においては、当該退職給与金又は一時扶助料を返還するか否かについての申立書（別記様式第十七号の五又は第十七号の六）

2 条例第二十一号附則第十項（同条例附則第十五項及び第十六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により退職料若しくは扶助料の請求をしようとする場合又は退職料若しくは扶助料の改定を請求しようとする場合においては、当該請求書に、同条例附則第十項に規定する帰国した日を明らかにすることができる申立書（別記様式第十七号の七）を添付しなければならない。

追加〔昭和四六年規則九九号〕、一部改正〔昭和四七年規則九一号・四八年七三号・八三号・四九年七二号・五〇年八一号・五二年六〇号・五四年六三号〕

（障害年金受給者が退職料の請求等をする場合の添付書類）

第十六条の四 千葉県恩給条例等の一部を改正する条例（昭和五十二年千葉県条例第二十八号）附則第十一条に規定する者であつて退職料を請求しようとするもの又は退職料の改定を請求しようとするものは、当該請求書に、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による障害年金を受けることを明らかにすることができる申立書（別記様式第十七号の八）を添付しなければならない。

追加〔昭和五二年規則六〇号〕

（証書を添付できないときの届出）

第十七条 恩給の請求について、恩給証書を添付すべき場合において、亡失その他の事由に因りこれを添付することができないときは、証拠書類を添えて

いこの申立書（別記様式第十七号の三又は第十七号の四）

- 一 県吏員又は学校職員が条例に規定する退職料を受ける権利を失うべき事由に該当しないことの申立書（様式は別記様式第七号の五の例による。）
- 二 県吏員又は学校職員の遺族が条例に規定する退職料を受ける権利を失うべき事由（死亡を除く。）に該当した県吏員又は学校職員の遺族でないことの申立書（様式は別記様式第十三号の五の例による。）
- 四 前号に規定する者以外の県吏員又は学校職員の遺族が県吏員又は学校職員の死亡後条例に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しないことの申立書（様式は別記様式第十三号の六の例による。）
- 五 条例第二十一号附則第八項（同条例附則第十二項、第十四項、第十六項、第二十項、第二十三項、第二十六項、第二十九項、第三十二項、第三十五項及び第三十八項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者である場合においては、当該退職給与金又は一時扶助料を返還するか否かについての申立書（別記様式第十七号の五又は第十七号の六）

2 条例第二十一号附則第十項（同条例附則第十五項及び第十六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により退職料若しくは扶助料の請求をしようとする場合又は退職料若しくは扶助料の改定を請求しようとする場合においては、当該請求書に、同条例附則第十項に規定する帰国した日を明らかにすることができる申立書（別記様式第十七号の七）を添付しなければならない。

追加〔昭和四六年規則九九号〕、一部改正〔昭和四七年規則九一号・四八年七三号・八三号・四九年七二号・五〇年八一号・五二年六〇号・五四年六三号〕

（障害年金受給者が退職料の請求等をする場合の添付書類）

第十六条の四 千葉県恩給条例等の一部を改正する条例（昭和五十二年千葉県条例第二十八号）附則第十一条に規定する者であつて退職料を請求しようとするもの又は退職料の改定を請求しようとするものは、当該請求書に、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による障害年金を受けることを明らかにすることができる申立書（別記様式第十七号の八）を添付しなければならない。

追加〔昭和五二年規則六〇号〕

（証書を添付できないときの届出）

第十七条 恩給の請求について、恩給証書を添付すべき場合において、亡失その他の事由に因りこれを添付することができないときは、証拠書類を添えて

その事由を知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和三十七年規則二二号〕

(恩給の裁定)

第十八条 恩給を裁定したときは、年金たる恩給については証書を、一時金たる恩給については裁定通知書を交付する。

2 恩給を受ける権利がないと裁定したときは、その理由を附して請求書を却下する。

一部改正〔昭和三十七年規則二二号〕

第十九条 知事は審査のため必要と認めるときは、請求者又は申請者に出頭を命じ、又は必要な書類の提出を命ずることができる。

第二十条 削除

〔昭和四八年規則二二号〕

第二十一条 年金たる恩給は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期において、おのおのその前月分までを支給する。但し、一月に支給すべき恩給は受けようとする者の請求があつたときは、その前年の十二月において支給することができる。

2 前項に規定する支給期月に支給しなければならなかつた恩給又は恩給を受ける権利消滅若しくは支給停止の場合のその期の恩給は、支給期月でない時期においてもこれを支給することができる。

一部改正〔昭和三四年規則四九号〕

(恩給の停止事実発生等の届出)

第二十二條 年金たる恩給を受ける者が、左の各号の一に該当するに至つたときは、本人、遺族又は縁故者からすみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 条例第三十条の規定によりその退隠料の支給を停止できる事実が発生したとき。

二 条例第八条又は第四十一条の規定により年金たる恩給を受ける権利を失ふことの事実が発生したとき。

一部改正〔昭和三十七年規則二二号〕

(受給権存否の調査申立書の提出)

第二十二條の二 年金たる恩給を受けている者は、恩給受給権存否の調査に関する申立書(別記様式第十九号)に扶助料を受けている者にあつては戸籍謄本を、それ以外の者(県の区域内に住所を有しない者に限る。)にあつては戸籍抄本を添えて令和の偶数年における九月に知事に提出しなければならない

その事由を知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和三十七年規則二二号〕

(恩給の裁定)

第十八条 恩給を裁定したときは、年金たる恩給については証書を、一時金たる恩給については裁定通知書を交付する。

2 恩給を受ける権利がないと裁定したときは、その理由を附して請求書を却下する。

一部改正〔昭和三十七年規則二二号〕

第十九条 知事は審査のため必要と認めるときは、請求者又は申請者に出頭を命じ、又は必要な書類の提出を命ずることができる。

第二十条 削除

〔昭和四八年規則二二号〕

第二十一条 年金たる恩給は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期において、おのおのその前月分までを支給する。但し、一月に支給すべき恩給は受けようとする者の請求があつたときは、その前年の十二月において支給することができる。

2 前項に規定する支給期月に支給しなければならなかつた恩給又は恩給を受ける権利消滅若しくは支給停止の場合のその期の恩給は、支給期月でない時期においてもこれを支給することができる。

一部改正〔昭和三四年規則四九号〕

(恩給の停止事実発生等の届出)

第二十二條 年金たる恩給を受ける者が、左の各号の一に該当するに至つたときは、本人、遺族又は縁故者からすみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 条例第三十条の規定によりその退隠料の支給を停止できる事実が発生したとき。

二 条例第八条又は第四十一条の規定により年金たる恩給を受ける権利を失ふことの事実が発生したとき。

一部改正〔昭和三十七年規則二二号〕

(受給権存否の調査申立書の提出)

第二十二條の二 年金たる恩給を受けている者は、恩給受給権存否の調査に関する申立書(別記様式第十九号)に扶助料を受けている者にあつては戸籍謄本を、それ以外の者(県の区域内に住所を有しない者に限る。)にあつては戸籍抄本を添えて令和の偶数年における九月に知事に提出しなければならない

い。

追加〔昭和三九年規則二二号〕、一部改正〔平成二二年規則一五号・二五年五号・令和二年六四号〕

(住所変更の届出)

第二十三条 年金たる恩給を受ける者が、本籍又は現住所を変更したときは、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

(証書の返還等)

第二十四条 年金たる恩給を受ける者が死亡し、又は恩給を受ける権利を失った場合において、これを受けるべき次順位者がいないときは、恩給証書を占有する者は、すみやかにその証書を知事に返還しなければならない。

2 前項の場合において、亡失その他の事由により返還することができないときは、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和三七年規則二二号〕

(証書等の再交付)

第二十五条 恩給証書又は裁定通知書を亡失し、又はき( ) 損したときは、事由を具し、証拠書類を添えてその再交付を請求することができる。

一部改正〔昭和三七年規則二二号〕

第二十六条 恩給証書又は裁定通知書の再交付があつたときは、従前の恩給証書又は裁定通知書は、その効力を失う。

2 亡失を理由として恩給証書又は裁定通知書の再交付があつた後、従前の恩給証書又は裁定通知書を発見したときは、すみやかに知事に返還しなければならない。

(氏名変更の届出)

第二十七条 恩給を受ける者が氏名を変更したときは、恩給証書及び戸籍抄本を添え、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつた場合には、恩給証書に改めた氏名を記載し、これを返却する。

一部改正〔昭和三七年規則二二号〕

(履歴書の交付)

第二十八条 第七条、第十五条、第十六条及び第十六条の二の規定により、扶助料、一時扶助料又は死亡給与金請求書に添附する県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の履歴書は、遺族に交付する。

一部改正〔昭和三七年規則二二号〕

い。

追加〔昭和三九年規則二二号〕、一部改正〔平成二二年規則一五号・二五年五号・令和二年六四号〕

(住所変更の届出)

第二十三条 年金たる恩給を受ける者が、本籍又は現住所を変更したときは、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

(証書の返還等)

第二十四条 年金たる恩給を受ける者が死亡し、又は恩給を受ける権利を失った場合において、これを受けるべき次順位者がいないときは、恩給証書を占有する者は、すみやかにその証書を知事に返還しなければならない。

2 前項の場合において、亡失その他の事由により返還することができないときは、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和三七年規則二二号〕

(証書等の再交付)

第二十五条 恩給証書又は裁定通知書を亡失し、又はき( ) 損したときは、事由を具し、証拠書類を添えてその再交付を請求することができる。

一部改正〔昭和三七年規則二二号〕

第二十六条 恩給証書又は裁定通知書の再交付があつたときは、従前の恩給証書又は裁定通知書は、その効力を失う。

2 亡失を理由として恩給証書又は裁定通知書の再交付があつた後、従前の恩給証書又は裁定通知書を発見したときは、すみやかに知事に返還しなければならない。

(氏名変更の届出)

第二十七条 恩給を受ける者が氏名を変更したときは、恩給証書及び戸籍抄本を添え、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつた場合には、恩給証書に改めた氏名を記載し、これを返却する。

一部改正〔昭和三七年規則二二号〕

(履歴書の交付)

第二十八条 第七条、第十五条、第十六条及び第十六条の二の規定により、扶助料、一時扶助料又は死亡給与金請求書に添附する県吏員又は教育職員若しくは準教育職員の履歴書は、遺族に交付する。

一部改正〔昭和三七年規則二二号〕

附 則

(施行期日)

- 1| この規則は、令和四年四月一日から施行する。  
(千葉県恩給条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2| 千葉県恩給条例等の一部を改正する条例(令和四年千葉県条例第四十一号)附則第三項に規定する子に対する改正後の千葉県恩給条例施行規則(以下「新規則」という。)第十一条の三第二項及び第十一条の四第二項の規定の適用については、  
新規則第十一条の三第二項中「重度障害の状態であつて生活資料を得る途(みち)のない成年の子」とあるのは「十八歳以上」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該子が二十歳未満である場合においては、生活資料を得る途(みち)のないことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書は、添付することを要しない」と、  
新規則第十一条の四第二項第一号中「診断書及び」とあるのは「診断書(加算の原因となる子が十八歳以上の場合)又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「重度障害の状態であつて生活資料を得る途(みち)のない成年の子」とあるのは「二十歳以上」とする。